司法制度改革審議会意見書(抜粋)及び司法制度推進計画(抜粋)

司法制度改革審議会意見書(抜粋) 司法制度を支える法曹の在り方

- 第3 弁護士制度の改革
 - 4. 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務 所化等を推進するための方策を講じるべきである。

7. 隣接法律専門職種の活用等

ワンストップ・サービス(総合的法律経済関係事務所)実現のため、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働を積極的に推進するための方策を講じるべきである。

司法制度改革推進計画(抜粋)

司法制度を支える体制の充実強化

- 第3 弁護士制度の改革
 - 3 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化
 - (1) 弁護士の執務態勢を強化するとともに、その専門性を強化するため、 法律事務所の共同化・法人化、弁護士と隣接法律専門職種などによる 協働化・総合事務所化(いわゆるワンストップ・サービス化)等を実 効的に推進するために必要な方策について、日弁連における検討状況 を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、 所要の措置を講ずる。(本部)
 - 6 隣接法律専門職種の活用等
 - (4) の第3の3のとおり、いわゆるワンストップ・サービス実現のための弁護士と隣接法律専門職種などによる協働の推進について、必要な対応を行う。